

平成17年11月22日

組合員の皆様へ

秦野南が丘もくせい西住宅管理組合

(お知らせ)

## 改訂版 団地管理規約集 正誤表の配布について

暮秋の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は管理組合業務へのご理解、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

3月に開催されました臨時総会において管理規約が大幅に改訂されたことをうけて制作され、8月に全戸配布いたしました改訂版 団地管理規約集につきまして、いくつかの誤植が発見されております。これらについて、取りまとめました正誤表を配布させていただきます。改訂版 団地管理規約集に貼付されて、ともに活用／管理されますようお願いいたします。

なお、来年早々にも、区分所有法の平成17年改正版が施行されます。これにともない、改訂版 団地管理規約集に添付されている条文も古くなってまいりますので、これらに対応した修正も併せて施した最新版の団地管理規約集ファイルを作成し、管理組合のホームページで公開しております。下記 URL にて参照出来ますので、必要に応じてご活用下さいませ（基本情報の頁にリンクを掲載しております）。

<http://www.wealthy333.jp/HOA/Files/kiyaku-H17/KanriKiyakuShuuH17k2.pdf>

なお装幀の不備、誤植等、内容に関してお気づきの方は下記連絡先までお知らせ下さい。

連絡先：秦野南が丘もくせい西住宅管理組合 管理事務所

電話：0463-83-8010

FAX：0463-83-8619

Mail：[kanrinin@wealthy333.jp](mailto:kanrinin@wealthy333.jp)

以上

# 団地管理組合規約集 正誤表

秦野南が丘もくせい西住宅管理組合  
平成17年11月

頁	訂正箇所	現行条文	訂正後条文
14	団地管理組合規約 第49条 六号	第29条第2項に定める特別の管理の実施第72条第三号及び第四号の場合を除く。)、...	第29条第2項に定める特別の管理の実施(第72条第三号及び第四号の場合を除く。)、
52	共同生活の秩序維持に関する細則 第5条 (4)	(4)出火発見の場合は直ちに非常ベルを押すと共119番へ出火場所を通報すること。	(4)出火発見の場合は直ちに非常ベルを押すと共に119番へ出火場所を通報すること。
52	共同生活の秩序維持に関する細則 第5条 (9)	(9)防災、防火訓練には筆極的に参加しこれらの行事に協力すること。	(9)防災、防火訓練には積極的に参加しこれらの行事に協力すること。
65	専用庭の使用に関する細則 第3条 (3)	(3)樹木の高さを1.2メートル以上にすること、	(3)樹木の高さを1.2メートル以上にすること。
65	専用庭の使用に関する細則 第5条	当該組合員は、規約第15条に規定する専用使用权を他に譲渡転貸し、...	当該組合員は、規約第14条に規定する専用使用权を他に譲渡転貸し、
67	役員選挙細則 第1条	この細則は、規約35条に基づき、役員選挙が組合員の自由に表明された意思によって、...	この細則は、規約第37条に基づき、役員選挙が組合員の自由に表明された意思によって、
67	役員選挙細則 第2条	規約第34条の定めに基づき、役員を選出するものとする。	規約第36条の定めに基づき、役員を選出するものとする。
67	役員選挙細則 第3条	規約第46条に定める議決権を有する組合員は、選挙権及び被選挙権を有する。	規約第48条に定める議決権を有する組合員は、選挙権及び被選挙権を有する。
67	役員選挙細則 第4条	選挙は選挙管理委員会がこれにあたる、	選挙は選挙管理委員会がこれにあたる。
71	住宅等の改造、模様替え及び修繕等に関する細則 第7条	理事長又はその指定を受けた者は、管理規約第18条第5項に基づき、...	理事長又はその指定を受けた者は、管理規約第17条第5項に基づき、
72	理事会運営に関する細則 第4条	規約第37条で定めた役員について、管理組合業務を円滑に遂行するために、...	規約第36条で定めた役員について、管理組合業務を円滑に遂行するために、
73	理事会運営に関する細則 第5条	建物・諸設備・施設の長期修繕計画に関する立案	建物・諸設備・施設の長期修繕計画に関する業務
100	区分所有法 表題前文	最終改正 平成14年12月11日 法律第140号 平成14年12月11日 法律第140号(施行日平成15年6月1日)	(削除)
121	附則〔平成三年五月一五日法律第七三号抄〕	附則〔平成三年五月一五日法律第七三号抄〕・・・(以後末尾まで)	(削除)